

ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	規模拡大 (注 1)	3	令和 7 年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積を令和 6 年産と比較して 1ha 以上拡大していること、又は令和 7 年度中に農業委員会の許可等を受けて 1ha 以上農地を貸借・取得予定であること（3 親等以内の権利移動は除く。）。 ※貸借・取得予定の農地については地番を特定していること。	なし（市で確認）
2	経営規模 (注 1)	2	令和 7 年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積の合計面積が 20ha 以上であること、又は令和 7 年度中に農業委員会の許可等を受けて 1ha 以上農地を貸借・取得（3 親等以内の権利移動は除く。）し、作付け面積の合計面積が 20ha 以上となる予定であること。 ※貸借・取得予定の農地については地番を特定していること。	なし（市で確認）
3	農作業受託の実施 (注 1) NEW	1	令和 7 年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の生産に関する作業の一部で農作業受託サービス（耕起、播種、草刈り、刈り取り等）を提供していること、又は、令和 7 年中に提供予定であること。 ※提供予定の農地については地番を特定していること。	農作業受託サービスを提供していることが分かる書類（農作業受託契約書等）の写し
4	①認定新規就農者 ②認定農業者等 ③集落営農組織 ※いずれか 1 つのみ加点 (注 2)	1	①応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和 7 年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること。 ②以下のいずれかの要件を満たすこと。 ア 応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期限が令和 7 年度中であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。 イ 青年等就農計画の有効期限が令和 6 年度中であり、かつ、令和 7 年度中に農業経営改善計画の認定申請予定であることが確認できること。 ③経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IV 第 1 の 1 の（1）の①のイの（ウ）の規定に基づき、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものとして市が判断し通知しているもの。	①なし（市で確認） ②ア：なし（市で確認） イ：確約書 ③なし（市で確認）
5	セーフティネット加入者 ①収入保険 ②農作物共済 ③畑作物共済 ④収入減少緩和交付金 (ナラシ対策) ※いずれか 1 つのみ加点	1	①令和 7 年産の農産物に係る収入保険に加入していること。 ②令和 7 年産の農作物に係る農作物共済に加入していること。 ③令和 7 年産の農作物に係る畑作物共済に加入していること。 ④令和 7 年産の農作物に係る収入減少緩和交付金（ナラシ対策）の加入申請を行っていること。	①、④ なし（市で確認） ②、③ 共済加入申込書兼変更届出書控え等
6	健診（検診）の受診 (注 2)	1	令和 6 年 4 月 1 日から応募時点の間で健診（検診）を受診していること、又は令和 7 年度末までに受診予定であることが確認できること。 ※法人の場合は、代表者が健診（検診）を受診していること、又は受診予定であること。	健診（検診）受診の領収書、又は結果通知書等 (受診予定の場合は予約票等)
7	環境負荷の低減 (注 1)	1	令和 6 年産若しくは令和 7 年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の栽培管理において、以下のいずれかに取り組んでいること、又は取り組む予定であること。 ・化学肥料・化学農薬の使用量を慣行の 5 割以上低減 ・有機質資材（堆肥、魚かす、油粕かす等）の利用 ・土壤診断の実施 ・局所施肥の実施 ・緑肥作物の導入 ・バイオ炭の農地施用 ・稻わらのすき込みの実施	取組が分かる書類
8	遊休農地の解消 (注 1) NEW	1	令和 5 年度以降に貸借・取得した遊休農地（3 親等以内の権利移動は除く）を、令和 6 年度に解消していること、又は令和 7 年中に解消予定であること。 ※解消予定の農地については地番を特定していること。	なし（市で確認）

（注 1）取組予定としてポイント化した場合は、その項目内容が達成されるまで交付申請はできません。

（注 2）申請者が農業者団体の場合、「No.4（③を除く。）」及び「No.6」は構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点します。